

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方 更新

当社は、株主・投資家、顧客、取引先、地域社会、当社及び当社グループ会社従業員などのステークホルダーの信頼を得て、その期待に応えるべく経営の透明性と効率性を確保し、適切な経営体制の構築・維持に努めています。機関設計は監査役会設置会社を選択し、取締役会は独立性の高い社外取締役3名を含む8名で構成されており、監査役会は独立性の高い社外監査役2名を含む4名で構成されています。取締役会による決議と監督のもと、業務執行取締役に加えて執行役員が業務を執行しています。また、取締役会機能の透明性の確保のため、取締役会の諮問機関として社外取締役(原則として筆頭)を委員長とし、独立社外取締役を過半数とする指名諮問委員会及び報酬諮問委員会を設置しており、定期的に委員会を開催しています。独立社外取締役は取締役会、各諮問委員会の他、ガバナンス強化委員会などの重要な委員会・会議への出席、グループ全体のガバナンスと内部統制強化に関する提言、監査役との意見交換、役員懇談会における活動、国内外現場の視察などを行っています。

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な枠組み及び考え方を「コーポレートガバナンス・ガイドライン」として取り纏め、当社ウェブサイトにおいて公開しています。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

#### <原則1 - 4 政策保有株式>

当社は、保有する政策保有株式を削減する方針で取り組んでおり、現時点までに2008年度比で約7割(取得価額比)の政策保有株式を売却しています。

また2015年11月に制定したコーポレートガバナンス・ガイドライン第5条第2項に従い、取締役会において、毎年、個別の政策保有株式の保有につき、その目的・意義を資本コストをベースとする収益目標と、配当金・取引状況や事業活動への効果等とともに総合的に検証しています。

保有する政策保有株式は当社業績の安定に資する長期的な取引関係が見込まれる重要取引先等で、関係維持又は強化のための手段の一つとして妥当と判断するものです。

政策保有株式に係る議決権の行使にあたっては、一定の基準に基づき、投資先企業の価値の毀損につながるものではないこと、及び当社の企業価値向上への貢献の有無とその程度を確認のうえ、議案への賛否を決定しています。

#### コーポレートガバナンス・ガイドライン

[https://www.nyk.com/profile/pdf/gvn\\_report\\_01.pdf](https://www.nyk.com/profile/pdf/gvn_report_01.pdf)

#### <原則1 - 7 関連当事者間の取引>

当社は、当社役員と取引を行う場合、取締役会規則に基づき取締役会において決議し、当該取引後、重要な事実を取締役会において報告することとしています。また、当社取締役が役員を兼務する他法人との取引に一定の枠組みを定める目的で、取締役会は3ヶ月毎に兼務状況の報告を受け、取締役が非完全子会社である他法人の代表者に就任する場合は取締役会の承認を要することとし、特別利害関係を幅広く捉え該当する取締役は、取締役会の決議に加わることができないものとしています。直近事業年度末における議決権保有比率が総議決権の10%を超える株式を保有する主要株主は存在しませんが、今後主要株主との取引が発生する場合の取引条件等は、第三者との取引と同様に審議し決定します。

#### <原則2 - 6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮>

当社は、年金資金の運用にあたっては、規約を定め当該規約に基づいて運用しております。企業年金の積立金の運用が、従業員の安定的な資産形成に加えて自らの財政状態にも影響を与えることを踏まえ、人事面においては年金運用の専門能力・知見を有するものを任用し、かつ、必要に応じて外部アドバイザーを起用して専門的な知見等を補完するとともに、運営面においては、随時、資産運用委員会にて運用状況のモニタリングをしております。

年金資金の運用は、パッシブを中心として運用を行っており、企業年金の受益者と会社との間で利益相反が生じないよう配慮するとともに、保有する株式の議決権行使においては、受益者の利益に基づくこととしています。

#### <原則3 - 1 情報開示の充実>

(1)から(5)について、付加価値の高い記載となるよう心がけており、当社ウェブサイトで次のとおり開示しています。また、従前より当社ウェブサイト上のコンテンツ等を英文でも開示しています。

#### (1) 経営理念等及び経営計画

日本郵船グループ企業理念

<https://www.nyk.com/profile/mission/>

日本郵船グループ企業行動憲章

<https://www.nyk.com/profile/credo/>

中期経営計画

<https://www.nyk.com/profile/plan/>

#### (2) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方

コーポレートガバナンス・ガイドライン

[https://www.nyk.com/profile/pdf/gvn\\_report\\_01.pdf](https://www.nyk.com/profile/pdf/gvn_report_01.pdf)

(3) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

役員等の報酬決定に関する方針・手続に則り、取締役会の諮問機関である報酬諮問委員会において独立社外取締役を過半数とする諮問委員会の構成員が1.取締役及び執行役員に係る事項、2.取締役及び執行役員に係る報酬の内容・制度設計に関する事項、について協議し、その協議又は提言に基づき取締役会に報告又は付議され、取締役会が決定します。

役員等の報酬決定に関する方針・手続

[https://www.nyk.com/profile/pdf/gvn\\_report\\_05.pdf](https://www.nyk.com/profile/pdf/gvn_report_05.pdf)

(4) 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

役員等の選任指名等に関する方針・手続に則り、取締役会の諮問機関である指名諮問委員会において独立社外取締役を過半数とする諮問委員会の構成員が1.取締役の選解任に関する事項、2.社長の選解任並びにその後継者プランに関する事項、3.代表取締役の選解任に関する事項、4.独立役員に独立性に関する事項、5.執行役員に選解任に関する事項、について協議し、その協議又は提言に基づき取締役会に報告又は付議され、取締役会が決定します。

社内取締役候補者については、経営を担う知識・経験・実績を備えていること、管掌部門の課題の解決能力があること、人望があること、法令及び企業倫理の遵守を徹底する見識があることなどに加え、取締役会の構成員として当社の経営に求められる資質と機能を充足することを条件としています。また、経営陣幹部及びその在任の適否並びに執行役員に選任についても、社内取締役候補者の指名方針を準用します。

社外役員候補者については、構成員の多様性も考慮して、幅広い知識又は高度な専門知識、高い見識、豊富な経験及び出身分野における実績を有する人物とし、独立性基準も踏まえて推薦することとしています。

役員等の選任指名等に関する方針・手続

[https://www.nyk.com/profile/pdf/gvn\\_report\\_03.pdf](https://www.nyk.com/profile/pdf/gvn_report_03.pdf)

社外役員候補者の推薦に関する独立性基準

[https://www.nyk.com/profile/pdf/gvn\\_report\\_04.pdf](https://www.nyk.com/profile/pdf/gvn_report_04.pdf)

(5) 取締役会が上記(4)を踏まえて経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明

定時株主総会における招集通知において、すべての役員候補者を指名した理由を記載し、開示しています。

<https://www.nyk.com/ir/event/meeting/>

< 補充原則4 - 1 - 1 取締役会の役割・責務(1) >

取締役会では法定事項、並びに重要性及び性質等に鑑み法定事項に準ずる事項を判断・決定しています。取締役会付議事項以外の事項については、経営会議規則や付議基準・社長決裁基準等でその委任の範囲を明確に規定し、その委任に基づき経営陣が審議のうえ、業務執行を行います。

< 原則4 - 9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質 >

当社ウェブサイトで次のとおり開示しています。

社外役員候補者の推薦に関する独立性基準

[https://www.nyk.com/profile/pdf/gvn\\_report\\_04.pdf](https://www.nyk.com/profile/pdf/gvn_report_04.pdf)

< 補充原則4 - 11 - 1 取締役会・監査役の実効性確保のための前提条件 >

当社ウェブサイトで次のとおり開示しています。

取締役会の規模・バランス・多様性に関する考え方

[https://www.nyk.com/profile/pdf/gvn\\_report\\_02.pdf](https://www.nyk.com/profile/pdf/gvn_report_02.pdf)

役員等の選任指名等に関する方針・手続

[https://www.nyk.com/profile/pdf/gvn\\_report\\_03.pdf](https://www.nyk.com/profile/pdf/gvn_report_03.pdf)

< 補充原則4 - 11 - 2 取締役会・監査役の実効性確保のための前提条件 >

独立社外役員の重要な兼任状況は、第133期定時株主総会招集ご通知(15,16,18及び19ページ)に記載し、当社ウェブサイトで次のとおり開示しています。

事業報告書

<https://www.nyk.com/ir/library/business/>

< 補充原則4 - 11 - 3 取締役会・監査役の実効性確保のための前提条件 >

当社は、2016年より、取締役会の実効性のさらなる向上を目的として、全役員を対象に実効性に係る自己評価の記名式アンケートを継続して実施しています。

そのアンケート結果を踏まえ、以前より取り組んでいる適切な審議の確保のための施策や重要案件の事前説明等に加え、各部門におけるリスクを適時適切に管理・対応するための報告体制の整備等を進めています。また、取締役会の諮問機関である指名・報酬諮問委員会や内部統制機能のモニタリングを行うガバナンス強化委員会に加え、機動的かつ透明性の高い意思決定を行い、より実質的な議論を行うために経営会議を設置するなど、取締役会の監督機能を強化するとともに、実効性のあるコーポレートガバナンス体制を構築し、企業価値の継続的な向上を推進していきます。

< 補充原則4 - 14 - 2 取締役・監査役のトレーニング >

コーポレートガバナンス・ガイドライン第22条において役員トレーニング方針を定め、当社ウェブサイトで次のとおり開示しています。

コーポレートガバナンス・ガイドライン

[https://www.nyk.com/profile/pdf/gvn\\_report\\_01.pdf](https://www.nyk.com/profile/pdf/gvn_report_01.pdf)

< 原則5 - 1 株主との建設的な対話に関する方針 >

株主との建設的な対話に合理的な範囲で対応しており、コーポレートガバナンス・ガイドライン第26条において株主等との建設的な対話を促進するための方針を定め、当社ウェブサイトで次のとおり開示しています。

コーポレートガバナンス・ガイドライン

[https://www.nyk.com/profile/pdf/gvn\\_report\\_01.pdf](https://www.nyk.com/profile/pdf/gvn_report_01.pdf)

## 2. 資本構成

外国人株式保有比率

20%以上30%未満

### 【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	13,483,500	7.92
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	11,361,800	6.68
株式会社南青山不動産	4,231,900	2.48
三菱重工業株式会社	4,103,831	2.41
明治安田生命保険相互会社	3,447,326	2.02
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	3,221,800	1.89
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	3,062,500	1.80
東京海上日動火災保険株式会社	2,894,578	1.70
JP MORGAN CHASE BANK 385151	2,831,404	1.66
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口7)	2,728,200	1.60

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無

なし

補足説明

## 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部、名古屋 第一部
決算期	3月
業種	海運業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1兆円以上
直前事業年度末における連結子会社数	300社以上

## 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

## 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	16名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	8名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係( )												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
片山 善博	学者													
国谷 裕子	その他													
田邊 栄一	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
片山 善博			自治省(現総務省)において要職を歴任し、2010年から2011年まで総務大臣を務めるなど、官界・政界・学界における豊富な経験を通じて培われた幅広い知識・見識、人脈と高い独立性を持った立場より、当社の経営への助言や業務執行に対する適切な監督を行っていることから、引き続き社外取締役に選任しました。

国谷 裕子		キャスターとして長期にわたり、政治・経済・国際関係・社会等に係る問題を幅広く提起してきた経験と豊富な見識を活かし、多様な視点と高い独立性を持った立場より、当社の経営への助言や業務執行に対する適切な監督を行っていることから、引き続き社外取締役を選任しました。
田邊 栄一	田邊栄一氏が、過去において業務執行者であった三菱商事株式会社との間には取引関係がありますが、当該取引金額のそれぞれの売上高に占める比率は1%以下であり、取締役として独立した立場で株主のために判断することに支障はないと判断しています。	三菱商事株式会社にて取締役副社長執行役員等を歴任した豊富な経験と業務執行の監督の経験に基づき、企業経営全般に対する知見と独立性を持った立場より、当社の経営への助言や業務執行に対する適切な監督を行っていることから、引き続き社外取締役を選任しました。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名諮問委員会	5	2	2	3	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬諮問委員会	5	2	2	3	0	0	社外取締役

補足説明 更新

当社はコーポレートガバナンスのさらなる充実と取締役会機能の透明性の確保のため、社外取締役(原則として筆頭)を委員長とし、独立社外取締役を過半数とする構成の下、取締役会の諮問機関として指名諮問委員会及び報酬諮問委員会を設置しています。

代表取締役社長、取締役会長、独立社外取締役3名を構成員とする指名諮問委員会は委員長の招集により、少なくとも年に1度開催し(必要に応じて随時開催)、取締役の選解任に関する事項、代表取締役社長の選解任並びにその後継者プランに関する事項、代表取締役の選解任に関する事項、独立役員との独立性に関する事項、執行役員を選解任に関する事項等について協議します。

また、指名諮問委員会と構成員、開催頻度を同じくする報酬諮問委員会では、取締役及び執行役員の報酬に係る方針・手続に係る事項、取締役及び執行役員の報酬の内容に関する事項、について協議します。

なお、上記に記載の委員の構成は2020年6月末現在のものです。

**【監査役関係】**

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5名
監査役の数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

監査役は、会計監査人の独立性・体制・品質等を監視しつつ、会計監査人と有機的な連携を保ち、双方向情報交換により相互補完し、各々の監査の質の向上と効率化に努めています。監査役は、内部監査部門業務ヒアリングを実施するほか、内部監査室と定期的な会合を通して個々の内部監査人との意思疎通を密にすることにより、情報の共有化、相互の連携及び協力を図っています。また、監査役は、定期的に内部監査部門、会計監査人を交えた打ち合わせを実施し、三者の連携強化に努めています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	2名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係( )												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
中曾 宏	他の会社の出身者													
桑原 聡子	弁護士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
中曾 宏			金融・経済分野全般に関する幅広い知見と、金融システム、市場取引、国際金融に精通する専門性を活かし、客観的・独立的な立場から監査を行っていただくため。また、「上場管理等に関するガイドライン」に規定する独立性基準及び当社が制定している「社外役員候補者の推薦に関する独立性基準」を満たしており、過去及び現在において当社の主要取引先・主要株主企業の出身・業務執行者でなく、一般株主と利益相反の生じる恐れがない独立性を有していると考えられるため。
桑原 聡子			主に企業法務・金融法務分野における豊富な実務経験と法律に精通する専門性を活かし、客観的・独立的な立場から監査を行っていただくため。また、「上場管理等に関するガイドライン」に規定する独立性基準及び当社が制定している「社外役員候補者の推薦に関する独立性基準」を満たしており、過去及び現在において当社の主要取引先・主要株主企業の出身・業務執行者でなく、一般株主と利益相反の生じる恐れがない独立性を有していると考えられるため。

**【独立役員関係】**

独立役員の数 更新

5名

その他独立役員に関する事項

当社は、社外取締役3名及び社外監査役2名の社外役員全員を独立役員に指定しています。また、社外取締役候補者は在任期間が8年を超えない者としており、客観性・独立性を確保しています。

・社外役員候補者の推薦に関する独立性基準(抜粋)

[https://www.nyk.com/profile/pdf/gvn\\_report\\_04.pdf](https://www.nyk.com/profile/pdf/gvn_report_04.pdf)

(社外役員の独立性)

第4条 以下の各号のいずれの基準にも該当しない者は、独立性を有するものと判断する。

- (1) 当社の大株主(直近事業年度末における議決権保有比率が総議決権の10%を超える株式を保有する者)又はその業務執行者である者
- (2) 当社の主要な借入先(当社による借入額が連結総資産の2%を超える借入先)又はその業務執行者である者

- (3) 当社を主要な取引先(当社からの収入が取引先の直近事業年度の年間連結売上高の2%超)とする者又はその業務執行者である者
- (4) 当社の主要な取引先(取引先からの収入が当社の直近事業年度の年間連結売上高の2%超)又はその業務執行者である者
- (5) 当社又は連結子会社の会計監査人又はその社員等として当社又は連結子会社の監査業務を担当している者
- (6) 当社から役員報酬以外に、年間1,000万円を超える金銭その他の財産を得ている弁護士、司法書士、弁理士、公認会計士、税理士、コンサルタント等、又は当社から得ている当該財産が年間1,000万円を超え、かつ、その年間収入の金額の2%を超える法人若しくは組合等の団体に所属する者
- (7) 当社から年間500万円を超える寄付を受けている者、又は当社から受けている寄付の金額が年間500万円を超え、かつ、その年間収入の金額の2%を超える法人若しくは組合等の団体の業務執行者である者
- (8) 過去3年間に於いて、上記(1)から(7)のいずれかに該当していた者
- (9) 上記(1)から(8)のいずれかに該当している者(ただし、重要な者に限る。)の二親等以内の親族
- (10) 当社又は子会社の取締役、執行役員等、従業員、会計参与(法人である場合は、その職務を行うべき社員を含む。)の二親等以内の親族
- (11) 過去3年間に於いて、当社又は子会社の取締役、執行役員等、従業員、会計参与(法人である場合は、その職務を行うべき社員を含む。)のいずれかに該当していた者の二親等以内の親族
- (12) 前各号のほか、当社の一般株主と利益相反関係が生じるなど、独立性を有する社外役員としての職務を果たすことができない特段の事由を有している者

## 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する  
施策の実施状況

業績連動報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社の持続的な成長に対する取締役等の貢献意欲を高め、取締役等が株主の皆様と利害を共有することを目的とし、透明性・客観性が高い役員報酬制度として、業績連動型株式報酬制度を2016年6月に開催した定時株主総会に提案し、承認されました。また、同株主総会決議の範囲内で、2019年3月の取締役会で、同報酬制度の3年間の延長を決議しました。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

## 【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

一部のものだけ個別開示

該当項目に関する補足説明 更新

2020年3月期事業年度に係る役員の報酬等の総額は、取締役11名に502百万円、監査役6名に105百万円、合計17名に608百万円(うち、社外役員7名の報酬等の総額85百万円)を支払いました。第125期以降当期まで9期に亘り取締役賞与の支給はありません。

(注)

- ・取締役への基本報酬額には、当事業年度に退任した取締役3名に対する支給額を含めています。
- ・監査役への基本報酬額には、当事業年度に退任した監査役2名に対する支給額を含めています。
- ・取締役の月例報酬(固定報酬)は、株主総会の決議により決定した月例報酬総額の限度内において、職位に応じた報酬を支払っています。
- ・取締役の賞与は、業績等を勘案して株主総会に議案を上程し、総会決議により決定した賞与額の限度内において、職位に応じた賞与を支払うこととしています。
- ・第129期定時株主総会の決議により導入した業績連動型株式報酬制度は、2019年3月の取締役会決議で2021年度まで3年間延長しました。上記の株式報酬額は、同制度に基づく報酬額であり、当事業年度についての制度延長前の退任又は当初期間満了に伴う支給に係る費用計上額及び延長後の株式給付引当金の繰入額の合計額を記載しています。
- なお、制度延長後の当事業年度末決算により確定した当事業年度についての株式報酬の支給に係る費用計上額は、延長前の上記支給に係る費用計上額と合わせて196百万円となる見込みです。
- ・当社は2005年6月28日開催の第118期定時株主総会において、役員退職慰労金制度の廃止に伴い、退任時に打切り支給を行うことをご承認いただきました。この決議により、当事業年度に退任した取締役1名に対し、退職慰労金44百万円の打切り支給を行いました。当該打切り支給額は上記支給額に含みません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針  
の有無 更新

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は取締役会決議により役員等の報酬決定に関する方針・手続を以下のとおり定めています。

【方針】

当社は、社内取締役及び執行役員の報酬制度を、当社の事業規模、内容及び人材確保の観点から同業及び同規模他社等の水準を勘案したう

え、持続的な成長に向けた健全な中長期インセンティブとなり、また株主と利害を共有するよう設定する。報酬は、職責に基づく基本報酬と、会社業績目標の達成度等に連動する業績連動型報酬により構成され、報酬の一定割合は自社株報酬とする。賞与は年次インセンティブとして、業績などの経営状況を考慮し、株主総会に提案する。

業務執行に従事しない取締役、独立社外取締役及び監査役の報酬は基本報酬のみとする。

すべての取締役、監査役及び執行役員について役員退職慰労金はない。

【手続】

取締役の報酬額及び賞与額は、株主総会の決議による総額と内容の範囲内で、社長が提案し、報酬諮問委員会における協議をはじめ独立社外取締役と意見を交換するなど、その関与を得て、取締役会において職位に応じた支給額を決定する。

監査役の報酬額は、株主総会の決議による総額の限度内で、独立社外監査役を含む監査役の協議により支給額を決定する。

執行役員の報酬額及び賞与額は、社長が提案し、報酬諮問委員会における協議をはじめ独立社外取締役と意見を交換するなど、その関与を得て、取締役会において職位に応じた支給額を決定する。

## 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】 更新

当社は、取締役会事務局である経営企画部門及び各業務執行部門を中心に、取締役会に先立ち社外役員に情報提供や事前説明を適宜行います。

当社は監査役の指揮命令の下に専任のスタッフを有する「監査役室」を設置しており、監査役会運営及び情報の提供を行い、社外監査役のサポートをおこなっています。

## 【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
宮原 耕治	特別顧問	対外活動	常勤・報酬有	2015/03/31	1年
工藤 泰三	特別顧問	対外活動	常勤・報酬有	2019/06/19	1年

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数 2名

その他の事項

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

取締役会は独立役員である社外取締役3名を含む8名(うち女性1名)の取締役で構成され、法定事項の決議、重要な経営方針・戦略の策定、業務執行の決定と監督などを行っています。当社は執行役員制度を導入し、取締役兼務者(ただし、社外取締役は執行役員を兼務しません。)を含む28名(うち外国人2名)の執行役員が、取締役会から委任された業務を執行しています。また、代表取締役及び業務執行取締役等で構成する経営会議を、原則毎週開催して、取締役会付議事項の原案等重要事項を審議し、取締役会の迅速かつ効率的な意思決定を推進するとともに重要な業務執行につき決定します。こうした体制により、業務執行の権限と責任を明確にし、迅速かつ適正な意思決定を図り、経営の透明性や効率性の向上に努めています。

監査役会は独立役員である社外監査役2名を含む4名(うち女性1名)の監査役で構成されています。監査役のうち1名は、主計財務部門を管掌した経験を有し、財務会計に係る知見をもって会計監査人との意見疎通にあたっています。

監査役会は月次の定例会に加えて必要に応じて都度開催しています。監査役会規則・監査役監査基準に基づいて、毎年の監査方針及び監査計画を定め、取締役会等において説明し、業務執行側の理解と協力を得ています。

## 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、事業が高度に専門的であることから会社業務に精通した社内取締役を主体とする経営が事業運営に最適であると判断し、また、監督機能の充実には重要な業務執行の決定も必要であるとの考えに沿って監査役会設置会社を選択しています。経営に対する社外からの監督の実効を上げるため、独立性の高い社外取締役3名を株主総会で選任願っています。

当社は、複数の社外取締役を含む取締役会と複数の社外監査役を含む監査役会をそれぞれ設置し、監査役の機能を有効に活用しながら経営に対する監督機能の強化を図ることによって、株主の皆様をはじめ、顧客・取引先・地域社会などのステークホルダーの信頼を得て、経営の透明性・効率性が担保できると考え、現在の体制を採用しています。

社外役員は国際情勢や経済・金融情勢、企業経営等に精通する専門家として幅広い知識に基づく実践的、客観的かつ専門的な視点から取締役会の適切な意思決定や経営監督の実現を図っています。

## 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	定時株主総会の約3週間前に株主様宛に発送するよう、また、定時株主総会の約4週間前から当社ウェブサイト等に掲載するよう努めています。
集中日を回避した株主総会の設定	開催の早期化等、総会集中日の回避に努めて開催しています。 なお、本年は新型コロナウイルスの流行による決算・監査日程の後ろ倒しにより、招集通知発送と総会開催日が例年より遅くなりました。
電磁的方法による議決権の行使	インターネット等による議決権の行使を可能としています。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームを利用しています。
招集通知(要約)の英文での提供	招集通知の英訳を当社ウェブサイト、当社が上場している金融商品取引所のウェブサイト及び機関投資家向け議決権行使プラットフォームウェブサイトに掲載しています。
その他	事業報告のビジュアル化を実施しています。

### 2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社はディスクロージャーポリシーを含むコーポレートガバナンス・ガイドライン及びIRポリシー( <a href="https://www.nyk.com/ir/manage/policy/">https://www.nyk.com/ir/manage/policy/</a> )を策定し、開示しています。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	証券会社等が企画する説明会に定期的に参加しています。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	定期的に実施しています。四半期毎の決算説明会を開催し、動画配信も実施しています。また、事業説明会や施設見学会を国内外で開催しています。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	定期的に実施しています。 欧米・アジアの機関投資家等を直接訪問、あるいは証券会社主催のカンファレンスに参加するなど、欧米・アジアの機関投資家との対話を実施しています。日本で開催する証券会社主催の海外投資家向け説明会にも積極的に参加しています。また、日本で四半期毎に開催した決算説明会を英語で配信しています。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ウェブサイト(IR情報ページ)を作り、投資家の皆様の参考になる各種情報を和文・英文で掲載しています。 和文URL <a href="https://www.nyk.com/ir/">https://www.nyk.com/ir/</a> 英文URL <a href="https://www.nyk.com/english/ir/">https://www.nyk.com/english/ir/</a> 掲載資料: 決算短信、その他適時開示資料、決算説明会資料(動画、スライド、ファクトブック、質疑応答要旨)、株主総会の招集通知及び決議通知、事業報告及び中間事業報告書、有価証券報告書及び四半期報告書、統合レポート、株主通信、コーポレート・ガバナンスの状況、月次の輸送実績・海運市況等。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画本部にIRグループを設置し、専務執行役員1名、執行役員1名を含む14名でIR活動を行っています。 担当部署: IRグループ(12名) 担当役員: 代表取締役・専務執行役員 高橋 栄一(経営企画本部長(CFO)) 事務連絡責任者: IRグループ長 下村 修一郎	

### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	<p>社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定            当社は、日本郵船グループ企業理念、日本郵船グループ企業行動憲章、日本郵船行動規程、HR(Human Resource)理念、個人情報保護方針と個人情報管理規程、日本郵船グループ環境経営ビジョンと環境方針、社会貢献活動の基本理念と活動方針など、社内規程類を整備しています。</p>
環境保全活動、CSR活動等の実施	<p>・ESG課題の経営戦略との統合            当社グループは、“Bringing value to life.”の基本理念のもと、事業活動を通じて積極的に社会や環境の課題解決に取り組み、社会に価値をもたらす存在でありたいと考えています。長期的な企業価値向上を目指し、ESG課題(環境、社会、ガバナンス)と経営戦略との統合を図ります。2020年4月に社長をトップとするESG経営推進体制を構築しました。環境、社会、ガバナンスの課題ごとにタスクフォースを組成し全社活動として課題解決を推進します。</p> <p>・CSR活動推進            当社グループの最重要課題(マテリアリティ)である「安全」「環境」「人材」を中心に、安全運航の徹底と環境保全活動の推進、人材育成に取り組んでいます。            また、SDGs(Sustainable Development Goals:持続可能な開発目標)の達成へ貢献するために、当社グループの事業活動と関連性の高い6つのゴールを特定し、中期経営計画の中で明示しました。企業価値と社会価値の最大化を目指し、取組みを推進しています。            Goal 4:「質の高い教育をみんなに」            Goal 7:「エネルギーをみんなにそしてクリーンに」            Goal 8:「働きがいも経済成長も」            Goal 9:「産業と技術革新の基盤をつくろう」            Goal 13:「気候変動に具体的な対策を」            Goal 17:「パートナーシップで目標を達成しよう」</p> <p>・環境保全活動            当社グループは2018年発表した中期経営計画において、パリ協定を踏まえた地球温暖化防止に沿った、船舶から排出されるCO2排出量の中長期削減目標を設定し、SBT(Science Based Target)の認定を取得しました。最適運航のさらなる深度化や重油に代わる燃料としてCO2・SOx・NOx排出量削減が可能なLNG燃料への転換を進めています。パラスト水処理装置の搭載や燃料油に含まれる硫黄分の規制強化、シブリサイクルなど様々な環境規制への対応も進めています。当社は、2018年に外航海運会社として世界で初となるグリーンボンド(資金調達の使用を環境改善効果のある事業に限定して使用する債権)を発行し、環境省が主催するジャパン・グリーンボンド・アワードで、環境大臣賞に選ばれました。2020年5月現在、グリーンボンドのみならず、グリーンローンやサステナビリティリンクローンなど、環境課題向けの資金調達を行っています。引き続き環境活動の推進に積極的に取り組みます。            上記に加え、法令遵守やサービスの質・お客様満足度の向上はもとより、本業を通じた社会貢献活動などにも力を入れています。            詳しい情報は当社ウェブサイト(<a href="https://www.nyk.com/csr/">https://www.nyk.com/csr/</a>)をご参照ください。</p>
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	<p>グループ企業行動憲章において、ステークホルダーの関心に配慮しつつ、広く社会とのコミュニケーションを図り、企業情報を積極的かつ公正に開示することを、グループ企業行動憲章で定めています。            当社は情報発信のみならず、国内外のステークホルダーとの双方向のコミュニケーションを通じて、いただいたご意見を経営にフィードバックしていきます。</p>

その他

当社は国連グローバルコンパクト(以下GC)への支持を表明しています。GC原則1から6に係る人権侵害等の調査・対応を目的として、2010年にGC推進委員会を設置し、人権及び労働問題への取組みを推進しています。また、経済人コー円卓会議(Caux Round Table)日本委員会が主催するステークホルダー・エンゲージメント・プログラムやグローバルコンパクトネットワークジャパンでの人権教育、人権デューデリジェンスに関する分科会にも参加しています。

当社は2013年に人事グループにダイバーシティ推進専任部署を設置し、女性、障がい者、定年退職後の再雇用者など多様な人材の活躍を推進すべく、さまざまな施策を実施しています。

特に、女性活躍推進については、2001年から職種を一本化し、女性が活躍できる制度と環境づくりを進めてきました。2002年には当時都心では珍しい企業内保育所「郵船チャイルドケア丸の内保育室」を設置しました。2014年に「女性活躍推進プロジェクト-Project W」を開始し、性別に関係なく従業員全員が協働し、働きやすい組織を目指してさまざまな施策を実施しています。また、2014年には子女帯同したワーキングマザーの海外赴任が初めて実現し、2020年4月1日時点で延べ5名となりました。

女性管理職比率は2007年に10%を超え、2020年4月1日現在、本社組織におけるその数は35名、比率は16.3%となっています。また、女性役員は取締役、執行役員にそれぞれ1名、監査役に2名、計4名が就任しています。

また、従業員の配偶者が国内・海外転勤の際に、当該従業員が最長3年間休業可能な制度を導入したほか、法定を超えた育児・介護休業、フレックスタイム制度、短時間勤務制度など、従業員がワーク・ライフ・バランスを実現しながら、持てる力を最大限に発揮できる仕組みを整備しています。

## 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

取締役会において決議した業務の適正を確保するための体制の整備等は以下のとおりです。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

・ 企業理念、グループ・バリュー、企業行動憲章及び行動規準を制定しており、これらに則った適切な経営体制の強化に努めるとともに、取締役会規則、経営会議規則、執行役員会規則、業務執行規則等の社内規程を定め、重要事項を取締役会及び経営会議において審議する。諮問機関として、指名諮問委員会と報酬諮問委員会を設置する。

・ 内部統制委員会を設置し、内部統制の実効性の確保に努める。

・ リスク管理委員会とコンプライアンス委員会、遵法活動徹底委員会を設置し、法令遵守の徹底及びコンプライアンスの推進に関する具体的な施策を実施しており、内部統制に関わる業務執行の監督機能の強化に努める。

・ ガバナンス強化委員会を設置し、内部統制機能のモニタリングと取締役会のガバナンス機能強化を図る。

(運用状況の概要)

・ 取締役会を開催し、重要事項を審議している。また、経営会議において取締役会により委任された事項を審議した上で、業務執行の決定を行っている。

指名諮問委員会と報酬諮問委員会を設置し、取締役等の選任・報酬等を協議している。

・ 内部統制委員会を開催し、内部統制システムの整備と運用状況等につき、審議し、必要に応じて見直している。

・ リスク管理委員会とコンプライアンス委員会、遵法活動徹底委員会を開催し、関連する事案の共有と課題等につき協議している。チーフコンプライアンスオフィサー(CCO)を任命し、法令・定款等の遵守と、企業倫理や社会規範等を尊重する社内体制の強化に努めている。取締役等及び従業員等から行動規準遵守に関する誓約書の提出を受け、コンプライアンス教育・研修を継続的に行い、モニタリングを実施している。

・ ガバナンス強化委員会を開催し、取締役会の業務執行の決定や取締役の職務執行の監督を行う上での改善事項、またその業務の適正を確保する上での改善事項について討議し、ガバナンス強化、内部統制強化を図っている。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

・ 取締役及び取締役会は、その職務の執行に係る文書その他の情報につき、法令及び社内規程等に従い、適切に記録化した上で、保存及び管理する。

・ 重要文書については、機密性の程度に応じて、今後ともその適切な運用を図る。

(運用状況の概要)

・ 取締役の業務執行に係る重要な情報を適切に保存・管理している。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

・ リスク管理委員会を設置し、リスク管理の方向性及び手順を定め、全社的なリスク管理体制を整備する。また、リスク管理にあたっては、それぞれの事業の特性を踏まえ、当社を取り巻くリスクの評価を十分に行う。

・ 安全・環境対策推進委員会を設置し、船舶の安全運航や環境保全等について審議する。

・ 大規模災害等に際して事業の継続を可能とする事業継続計画を制定する。

(運用状況の概要)

・ リスク管理委員会にて、各本部におけるリスクにつき、戦略及び業務プロセス両面から担当業務のリスクと管理状況の評価を行い、社内規程の見直しを含む内部統制の強化に努めている。

・ 船舶の安全運航と環境保全については、安全・環境対策推進委員会において定期的に評価を行い、船舶に関わるリスク管理を徹底している。

・ 必要に応じて、災害対策本部事務局等を設置し、訓練を実施している。部門毎に事業継続計画を制定し、適宜改正している。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

・ 取締役会の審議に十分な時間を確保し、実効性を高める。

・ 取締役会の決議により、経営会議を設置、また執行役員を選任の上、業務執行の権限を委譲し、取締役会が業務執行を監督する。

・ 電子稟議システムの活用による決裁処理の迅速化により、適正かつ効率的に職務を執行する体制を整備する。

(運用状況の概要)

・ 取締役会の実効性に関するアンケートを実施し、取締役会における付議基準の見直し、審議手法の検討等を行っている。

・ 取締役会の迅速かつ効率的な意思決定を可能にするため、経営会議において、取締役会付議事項を含む必要事項を審議している。

・ 電子稟議システムの活用により迅速な決裁処理を行っている。

(5) 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

・ グループ全体に適用する企業理念及び企業行動憲章を定め、グループ会社はこれらに基づき行動規準等を定める。また、法務・コンプライアンス、会社機関連計・運営、内部監査等の各分野に関し、NYKグループスタンダードに従って、基本となる規程を定める。

・ 内部統制委員会等を設置し、グループ全体の内部統制の整備・運用につき、グループ会社管理・報告・危機対応ルールを明確にする等の施策を講じる。

・ グループ経営会議等を通じて、グループガバナンスの構築と運用及び内部統制の実効性の向上によるグループ全体の企業集団価値向上を目指す。グループ会社の経営等に関する一定の重要事項や重要なコンプライアンス事案等について、当社が報告を受け、必要に応じて承認する体制を整備する。

・ 内部通報制度では、グループ全体から匿名通報を可能とする。

(運用状況の概要)

・ グループ会社各社は、当社の定める企業理念、企業行動憲章、各種スタンダード及びグループ会社管理規則に従い、行動規準や社規則等を適時、改正している。また、グループ会社においても、行動規準遵守に関する誓約手続きを導入している。

・ 内部統制委員会を中心とし、必要に応じて外部専門家の助言も得て、また、リスク管理委員会とコンプライアンス委員会、遵法活動徹底委員会等を通じてグループ全体の内部統制の状況を審議、確認のうえ課題を検討し、グループ内部統制のさらなる強化に努めている。国内・海外グループ会社に対する内部監査を実施し、助言や改善提案を行うとともに、内部統制機能の実効性向上を図っている。

関連法令上のリスクアセスメントを行い、重要な契約書の審査体制の強化を図っている。

・ グループ経営会議等を開催し、グループガバナンスの構築と資本効率の向上等について協議している。グループ経営管理指針等を定め、一定の基準に基づき個別に経営を管理している。非常勤取締役・監査役を派遣し、法務機能の確立を図る等、適正なグループ経営を推進している。

・ 通報窓口を適切に機能させ、通報者の身元を秘匿し、不利益な取扱いを禁止している。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

・社外監査役のサポートを含め、監査役の職務を補助する体制を整備する。

(運用状況の概要)

・専任スタッフを擁する監査役室を設置し、監査役監査の補佐、監査役会の運営事務局、グループ監査役連絡会の定期開催事務、その他監査役及び監査役会が命じる事項を遂行している。

(7) 前項の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

・監査役室専任スタッフは、常勤監査役の指揮命令下にある。

(運用状況の概要)

・監査役室専任スタッフは、常勤監査役の指揮命令下であり、常勤監査役が人事考課を行っている。すべての監査役室スタッフの人事異動等については監査役の意見を最大限に尊重している。

(8) 監査役への報告に関する体制、その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

・取締役及び取締役会は、監査役による適切な職務の遂行が可能な体制を確保し、取締役会への出席に加えて監査役が有効な監査を行うことのできる環境整備に努める。当社グループのコンプライアンス及び内部通報事案の概要等につき、監査役に報告する体制を確保する。

・内部通報者に関わる身元の秘匿と不利益取扱いの禁止を規則化する。

(運用状況の概要)

・経営会議、執行役員会、内部統制委員会、ガバナンス強化委員会、リスク管理委員会、コンプライアンス委員会、遵法活動徹底委員会等に監査役が出席する機会を提供し、監査役の情報収集体制を確保する。監査役が、取締役等及び部門長等と面談し報告を受ける機会を確保する。取締役会、経営会議等の議事録並びに稟議書等業務執行に関わる重要な書類の閲覧及び調査を随時可能とすることにより、効率的な監査体制を確保している。

内部監査部門は、監査役及び会計監査人と相互に情報交換し、三者の監査の連携を通じて、監査役の監査の実効性及び効率性の向上に協力している。

・通報を理由として不利な取扱いを受けないことを定めており、内部通報者が望めば、身元は秘匿されている。

(9) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

・監査役の職務の執行について、監査役監査基準において定められた当社に対する費用請求権を尊重する。

(運用状況の概要)

・監査役の職務の執行について、監査役監査基準において定められた当社に対する費用請求権を尊重し、その費用を負担している。

(10) 金融商品取引法への適合を確保するための体制

・金融商品取引法に基づく財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するために、必要な内部統制の体制を構築する。

(運用状況の概要)

・内部統制委員会にJSOX部会を設置し、財務報告に関する信頼性の検証と内部統制報告書案の審議を行っている。また、情報開示委員会を四半期毎に開催し、開示内容等について審議を行うなど、整備及び運用状況の有効性評価を実施し、適時適切な開示に努めている。

(11) 反社会的勢力排除に向けた体制

・企業行動憲章等において反社会的勢力の排除を謳い、市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体と断固として対決することを明確にする。反社会的勢力対応の相談担当窓口を設置する。

(運用状況の概要)

・警察等の外部専門機関との提携を日常より緊密に行っている。

・反社会的勢力に関する情報収集に努め、適宜周知している。

・対応マニュアルを作成し、誓約書を取得するなどの施策を行っている。

## 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

### 1. 基本的な考え方

当社は、日本郵船グループ企業行動憲章の中で、市民社会の秩序と安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体との関係遮断を徹底することを基本方針として定めています。

### 2. 整備状況

当社は、反社会的勢力との関係遮断を徹底するため同勢力対応の相談担当窓口を設置しており、外部の専門機関との提携を日常より緊密に行い、情報収集に努め適宜周知します。反社会的勢力排除をコンプライアンス上の重要事項と位置付け、マニュアル等を整備して適切な対応を行っています。

## その他

### 1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

#### 1. 適時開示体制について

当社は、会社情報の適時開示の重要性に鑑み、「日本郵船グループ企業行動憲章」に、積極的に適時適切な会社情報を開示する旨を明記するとともに、全従業員に対して周知徹底を図っています。

適時開示については、従業員に報告を求める旨を通知し、各部門より適時開示情報に係る基礎的情報が報告され、取締役会又は経営会議において審議されたうえで、その決議等に基づき、適時に開示される体制が整えられています。

なお、取締役会及び経営会議の審議事項及び報告事項は、株式会社東京証券取引所等(以下、「東証等」という。)の定める適時開示項目も参照しています。

#### 2. 適時開示制度に係る教育研修制度について

2002年度より、当社グループ全従業員を対象にコンプライアンス研修等を実施し、インサイダー取引の禁止及び適時開示の重要性等の認知を促進しています。

また、法務部門に適時開示担当者を設置し社内各部門からの相談に応じるとともに、相談業務を通じて、社内の啓発活動に努めています。

#### 3. 海難事故等に係る適時開示について

海難事故等の当社グループの船舶に関する重大事項に関しては、海務部門及び広報部門を中心に構成する事故対策本部が所管しています。同部門は、これらの重大事項の迅速な把握及び対応に努めるとともに、遅滞なく情報管理部門に伝達することで、所要の適時開示を行う体制となっています。

#### 4. 決算関連の適時開示情報の収集体制について

有価証券報告書等で開示が必要な決算関連の適時開示情報の収集体制については、主計及びIR部門が所管しています。同部門は、開示情報の種類ごとに報告部門を定め、当該各部門より開示情報が漏れなく収集されるようにチェック体制の整備を行っています。

#### 5. 適時開示のモニタリング体制について

2005年度より、社長を委員長とする情報開示委員会において情報取扱責任者が適時開示状況の報告を行う体制を整えています。

・社外役員候補者の推薦に関する独立性基準(抜粋)

URL: [https://www.nyk.com/profile/pdf/gvn\\_report\\_04.pdf](https://www.nyk.com/profile/pdf/gvn_report_04.pdf)

(社外役員の独立性)

第4条 以下の各号のいずれの基準にも該当しない者は、独立性を有するものと判断する。

- (1) 当社の大株主(直近事業年度末における議決権保有比率が総議決権の10%を超える株式を保有する者)又はその業務執行者である者
- (2) 当社の主要な借入先(当社による借入額が連結総資産の2%を超える借入先)又はその業務執行者である者
- (3) 当社を主要な取引先(当社からの収入が取引先の直近事業年度の年間連結売上高の2%超)とする者又はその業務執行者である者
- (4) 当社の主要な取引先(取引先からの収入が当社の直近事業年度の年間連結売上高の2%超)又はその業務執行者である者
- (5) 当社又は連結子会社の会計監査人又はその社員等として当社又は連結子会社の監査業務を担当している者
- (6) 当社から役員報酬以外に、年間1,000万円を超える金銭その他の財産を得ている弁護士、司法書士、弁理士、公認会計士、税理士、コンサルタント等、又は当社から得ている当該財産が年間1,000万円を超え、かつ、その年間収入の金額の2%を超える法人若しくは組合等の団体に所属する者
- (7) 当社から年間500万円を超える寄付を受けている者、又は当社から受けている寄付の金額が年間500万円を超え、かつ、その年間収入の金額の2%を超える法人若しくは組合等の団体の業務執行者である者
- (8) 過去3年間に於いて、上記(1)から(7)のいずれかに該当していた者
- (9) 上記(1)から(8)のいずれかに該当している者(ただし、重要な者に限る。)の二親等以内の親族
- (10) 当社又は子会社の取締役、執行役員等、従業員、会計参与(法人である場合は、その職務を行うべき社員を含む。)の二親等以内の親族
- (11) 過去3年間に於いて、当社又は子会社の取締役、執行役員等、従業員、会計参与(法人である場合は、その職務を行うべき社員を含む。)のいずれかに該当していた者の二親等以内の親族
- (12) 前各号のほか、当社の一般株主と利益相反関係が生じるなど、独立性を有する社外役員としての職務を果たすことができない特段の事由を有している者

